

議案第 1 1 4 号

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 9 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表第 1（第 2 9 条関係）						別表第 1（第 2 9 条関係）					
種 別	区 分	基 準	金 額		備 考	種 別	区 分	基 準	金 額		備 考
			市が収集、運搬及び処分するもの	市が処分のみするもの					市が収集、運搬及び処分するもの	市が処分のみするもの	
[略]						[略]					
その他の一般廃棄物	[略]	[略]	<u>2 4 0 円</u>			その他の一般廃棄物	[略]	[略]	<u>1 7 0 円</u>		
	事業活動に伴って生じるもの										
[略]						[略]					
別表第 2（第 3 0 条関係）						別表第 2（第 3 0 条関係）					
区 分		基 準	金 額			区 分		基 準	金 額		
第 3 0 条の規定に基づき徴収する産業廃棄物		[略]	<u>2 4 0 円</u>			第 3 0 条の規定に基づき徴収する産業廃棄物		[略]	<u>1 7 0 円</u>		

処分の費用				処分の費用			
-------	--	--	--	-------	--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）の処理について適用し、施行日前の一般廃棄物の処理については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の条例別表第2の規定は、施行日以後の産業廃棄物（法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）の処分について適用し、施行日前の産業廃棄物の処分については、なお従前の例による。